

騒音・振動・悪臭

にかかる規制地域と規制基準

鹿児島市
平成23年4月

鹿児島市の騒音にかかる規制

鹿児島市では、騒音規制法および鹿児島市環境保全条例に基づき、規制地域内で特定施設を設置している工場又は事業場において発生する騒音について規制基準を定めています。次の特定施設を設置しようとする事業者は、その特定施設の設置の工事開始日の30日前までに届出が必要です。

1 特定施設

■ 騒音規制法に基づく特定施設

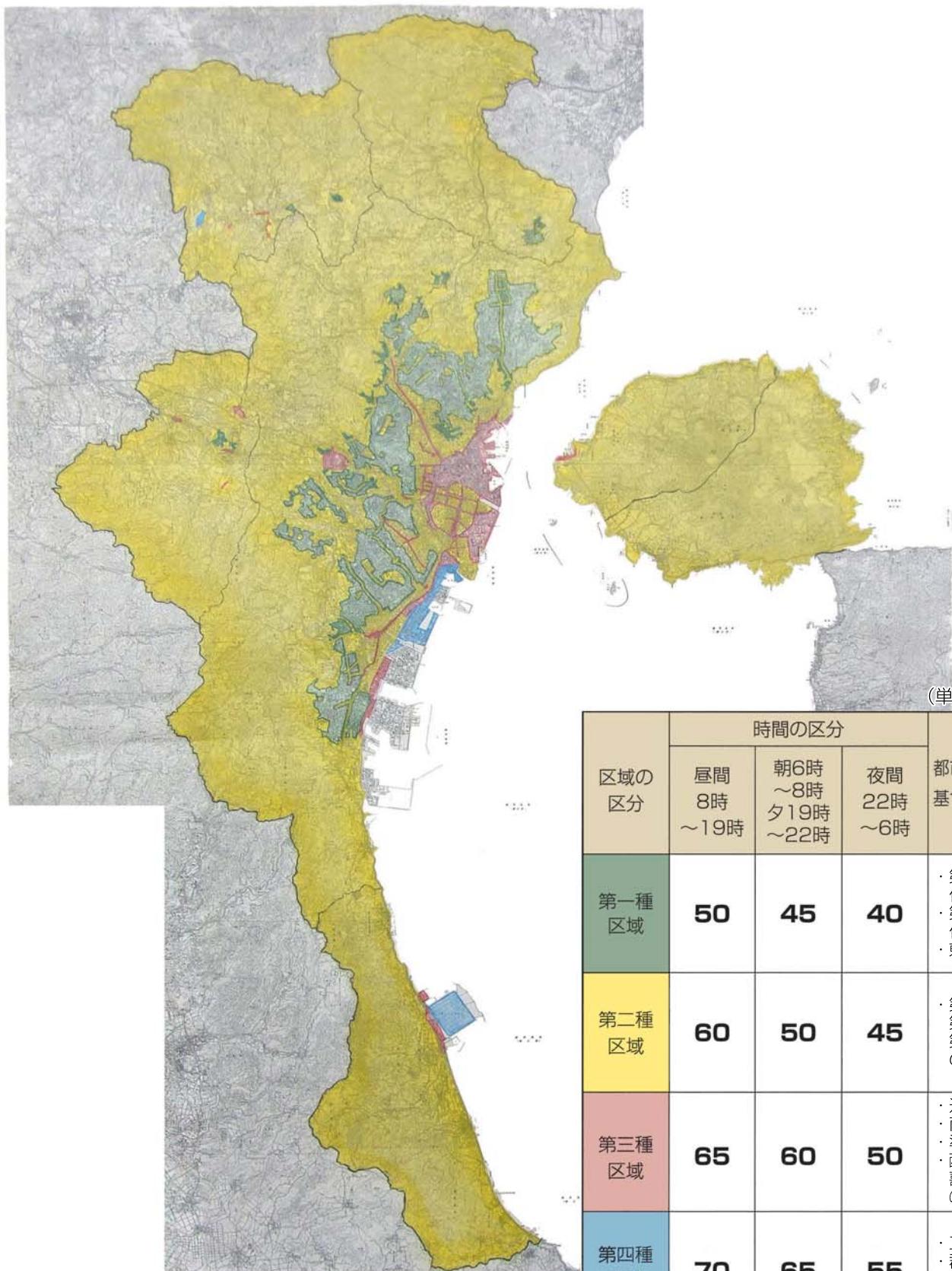
特 定 施 設	規 模 等
1 金属加工機械	①圧延機械（原動機の定格出力の合計が、 22.5キロワット以上 のものに限る）、②製管機械、③ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75キロワット以上 のものに限る）、④液圧プレス（矯正プレスを除く）、⑤機械プレス（呼び加圧能力が 294キロニュートン以上 のものに限る）、⑥せん断機（原動機の定格出力が 3.75キロワット以上 のものに限る）、⑦鍛造機、⑧ワイヤーフォーミングマシン、⑨プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く）⑩タンブラー、⑪切断機（といしを用いるものに限る）
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5キロワット以上 のものに限る
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5キロワット以上 のものに限る
4 織 機	原動機を用いるものに限る
5 建設用資材製造機械	①コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45立方メートル以上 のものに限る）、②アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200キログラム以上 のものに限る）
6 谷物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5キロワット以上 のものに限る
7 木材加工機械	①ドラムバーカー、②チッパー（原動機の定格出力が 2.25キロワット以上 のものに限る）、③碎木機、④帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15キロワット以上 のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25キロワット以上 のものに限る）、⑤丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15キロワット以上 のもの、木工用のものにあっては 2.25キロワット以上 のものに限る）⑥かんな盤（原動機の定格出力が 2.25キロワット以上 のものに限る）
8 抄紙機	すべてのもの
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る
10 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
11 錫型造型機	ジョルト式のものに限る

■ 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音にかかる特定施設

特 定 施 設	規 模 等
1 金属加工用切断機	動力を使用する高速切断機で屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100平方メートル以上 の施設に設置されているもの
2 金属加工用研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100平方メートル以上 の施設に設置されているもの
3 のこ立機	動力を用いるもの
4 圧縮機（空気圧縮機を除く）	原動機の定格出力が 5.5キロワット以上 のもの
5 送風機（機器に内蔵されるものを除く）	原動機の定格出力が 2.2キロワット以上7.5キロワット未満 のもの
6 走行クレーン	原動機の定格出力の合計が 7.5キロワット以上 のもの
7 動力打綿機(混打綿機を含む)	すべてのもの
8 製綿施設	すべてのもの
9 石材加工用切断機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100平方メートル以上 の施設に設置されるもの
10 石材加工用研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100平方メートル以上 の施設に設置されるもの
11 コンクリートブロックマシン	原動機を用いるもの
12 帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 0.75キロワット以上15キロワット未満 、木工用のものにあっては 0.75キロワット以上2.25キロワット未満 のもの
13 丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 0.75キロワット以上15キロワット未満 、木工用のものにあっては 0.75キロワット以上2.25キロワット未満 のもの
14 かんな盤	原動機の定格出力が 1.5キロワット以上2.25キロワット未満 のもの
15 重油燃焼バーナー	送油ポンプの原動機の定格出力が 0.4キロワット以上 のもの又は送風機の原動機の定格出力が 0.4キロワット以上 のもの
16 金属製品の加工、更生又は製造作業場（自動車板金を含む）	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 100平方メートル以上 のもの
17 木材切込作業場	同一場所で継続して 6月以上 作業を行うもの

※騒音規制法に基づく特定施設を設置している工場又は事業場は、鹿児島市環境保全条例に基づく騒音にかかる特定施設の届出は必要ありません。

2 規制地域^(※1) および規制基準^(※2)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平22九複、第90号)

(※1) 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になります。

(※2) 規制基準は、特定施設を設置している工場又は事業場の敷地境界線上での規制になります。

鹿児島市の振動にかかる規制

鹿児島市では、振動規制法および鹿児島市環境保全条例に基づき、規制地域内で特定施設を設置している工場又は事業場において発生する振動について規制基準を定めています。次の特定施設を設置しようとする事業者は、その特定施設の設置の工事開始日の30日前までに届出が必要です。

1 特定施設

■ 振動規制法にかかる特定施設

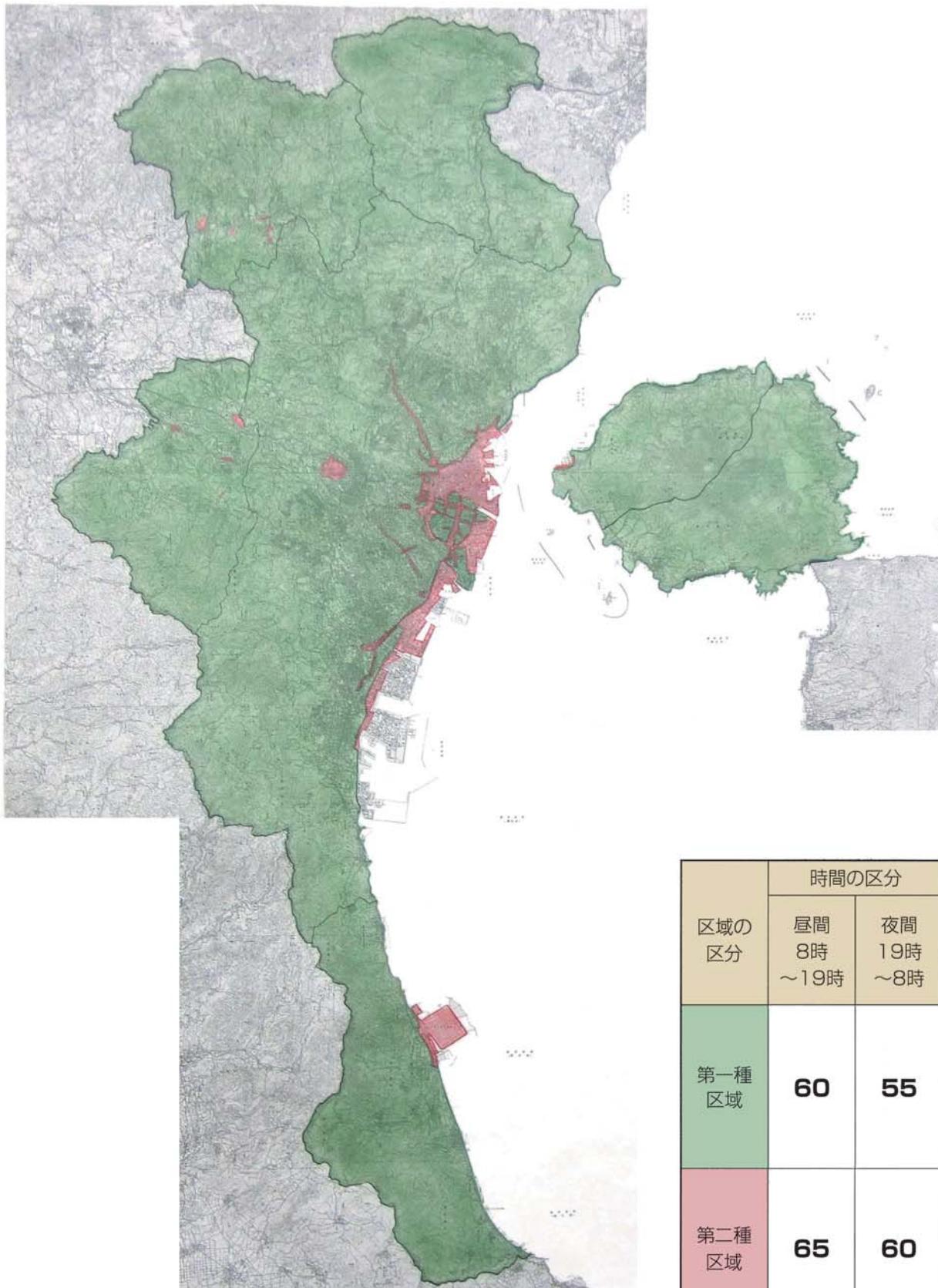
特 定 施 設	規 模 等
1 金属加工機械	①液圧プレス（矯正プレスを除く）、②機械プレス、③せん断機（原動機の定格出力が 1キロワット以上 のものに限る）、④鍛造機、⑤ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5キロワット以上 のものに限る）
2 圧縮機	原動機の定格出力が 7.5キロワット以上 のものに限る
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5キロワット以上 のものに限る
4 織機	原動機を用いるものに限る
5 コンクリートブロックマシン 並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械	①コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95キロワット以上 のものに限る）、②コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10キロワット以上 のものに限る）
6 木材加工機械	①ドラムバーカー、②チッパー（原動機の定格出力が 2.2キロワット以上 のものに限る）
7 印刷機械	原動機の定格出力が 2.2キロワット以上 のものに限る
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30キロワット以上 のものに限る
9 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
10 鑄型造型機	ジョルト式のものに限る

■ 鹿児島市環境保全条例に基づく振動にかかる特定施設

特 定 施 設	規 模 等
1 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95キロワット未満 のもの
2 遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5キロワット以上 のもの
3 圧縮機（空気圧縮機を除く）	原動機の定格出力が 22キロワット以上 のもの

※振動規制法に基づく特定施設を設置している工場又は事業場は、鹿児島市環境保全条例に基づく振動にかかる特定施設の届出は必要ありません。

2 規制地域^(※1) および規制基準^(※2)



(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分		都市計画法に基づく用途地域等
	昼間 8時 ～19時	夜間 19時 ～8時	
第一種区域	60	55	・第二種区域以外の区域
第二種区域	65	60	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・郡山岳町、西俣町、桜島横山町、喜入町及び喜入中名町の一部の区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平22九複、第90号)

(※1) 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になります。

(※2) 規制基準は、特定施設を設置している工場又は事業場の敷地境界線上での規制になります。

鹿児島市の悪臭にかかる規制

鹿児島市では、悪臭防止法に基づき、規制地域内に立地する工場又は事業場において発生する悪臭について規制基準を定めています。

また、**臭気指数（人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの）**による規制方式を採用しており、①敷地境界線、②気体排出口、③排出水にそれぞれ臭気指数の規制基準が定められています。

1 規制地域（※1）

地 域 の 区 分	都 市 計 画 法 に 基 づ く 用 途 地 域 等
A 地 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域（工業専用地域に隣接する臨港地区を除く） 工業地域 東俣町、西俣町、喜入町及び喜入中名町の一部の区域
B 地 域	A地域及びC地域以外の区域
C 地 域	準工業地域（工業専用地域に隣接する臨港地区に限る） 工業専用地域 郡山岳町及び喜入中名町の一部の区域

（※1）桜島を除く鹿児島市全域が対象になります。

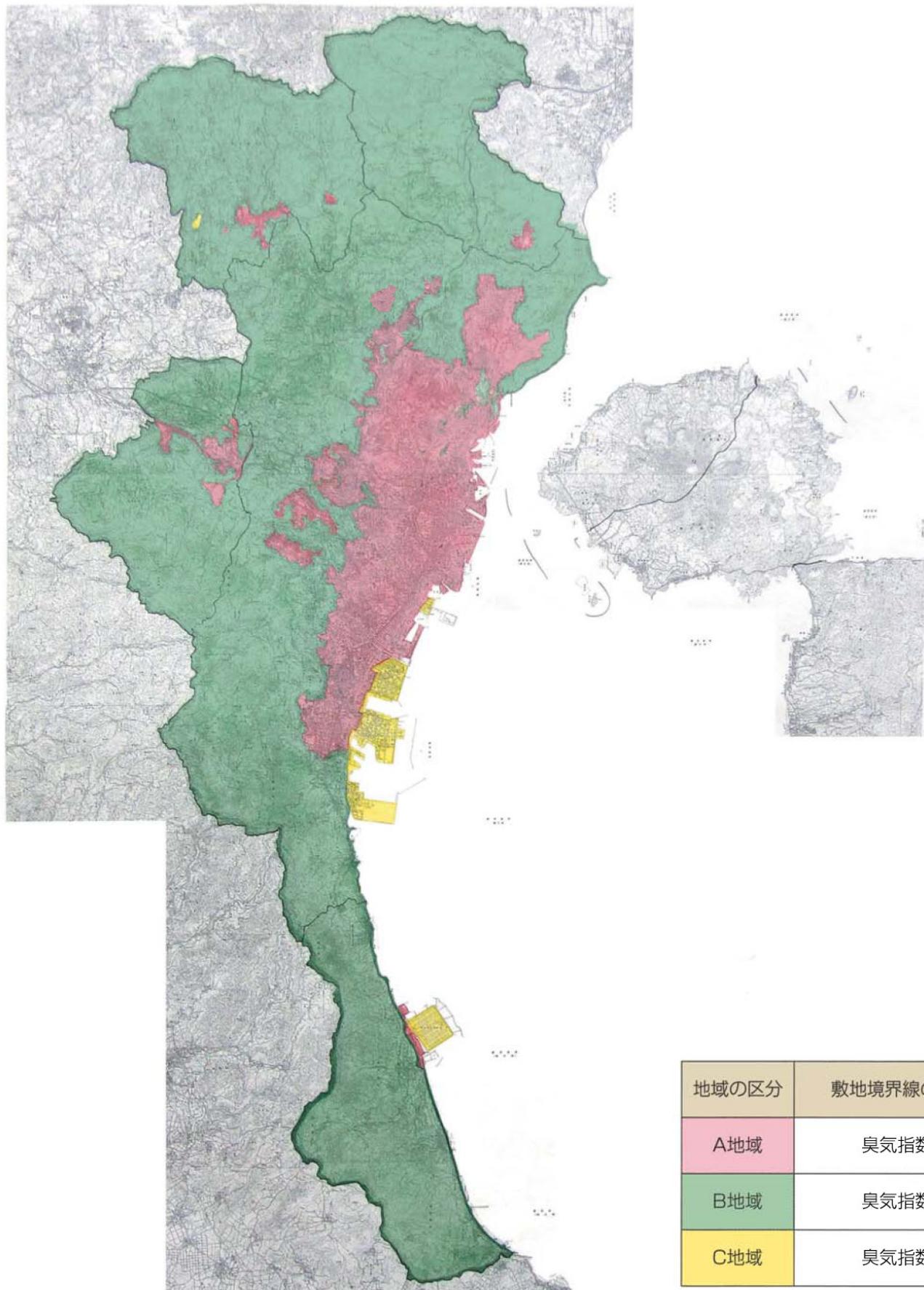
2 規制基準

地 域 の 区 分	敷地境界線の規制基準	気体排出口の規制基準 (※2)	排出水の規制基準 (※3)
A地域	臭気指数12	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める算定方法によって算出される臭気排出強度又は臭気指数	悪臭防止法施行規則第6条の3に定める算定方法によって算出される排出水の臭気指数
B地域	臭気指数15		
C地域	臭気指数18		

（※2）気体排出口の規制基準は、排出口から拡散した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の規制基準を超えないように設定されています。

（※3）排出水の規制基準は、排出水から拡散した臭気が地表1.5メートルの高さに到達したときに、敷地境界線の基準を超えないように設定されています。

3 規制地域図



地域の区分	敷地境界線の規制基準
A地域	臭気指数 12
B地域	臭気指数 15
C地域	臭気指数 18

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
2万5千分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平22九復、第90号)

●お問い合わせ先
鹿児島市環境保全課大気騒音係

〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1297
FAX 099-216-1292